

令和7年度は、クリーンアップ推進員の皆さまをはじめ、町内会・自治会の皆さまのご支援により、集団資源回収の啓発や3R講演会の開催などの再資源化推進事業への取り組みを無事に進めることができました。

令和8年度も、引き続きのご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。



## 令和8年度の集団資源回収奨励金について

### 【制度の拡充（単価の引き上げ）の準備を進めています！】

近年、続く物価高騰による人件費や燃料費の上昇に伴い、集団資源回収における回収事業者の回収コストが増加しています。これを受け、回収事業者側でも資源の買取価格を引き下げざるを得ない状況が続いています。

また、町内会・自治会においては、加入世帯数の減少や役員の担い手不足など、資源回収活動を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。

財団では、奨励金交付申請のあった団体に対し、回収事業者へ引き渡した資源物の回収量に応じて4円/kgの奨励金を交付しています。この奨励金制度は、市場価格に左右されず、登録団体の皆さまに一定水準の収入を確保していただく「持続可能な仕組み」として導入されました。

しかし、制度導入当初と比較して昨今の物価水準の上昇や前述の資源買取価格の引き下げなどを受け、この仕組みを真に持続可能なものにするためには、登録団体の収入増が不可欠であると判断いたしました。市との協議の上、財団では令和8年度より奨励金単価を4円/kgから6円/kgへと引き上げるべく「集団資源回収奨励金交付要綱」の改正準備を進めております。

詳細が確定しましたら、あらためて皆さまにお知らせいたします。

## 春は転入者からのお問い合わせが増加します

春は転入者が増える時期です。新生活の中で、ごみの出し方や資源回収の方法に戸惑う方も多いのではないのでしょうか。

新しい住民の方々に、町内会独自の細かなルールや回収場所を分かりやすくお伝えし、ぜひ地域一丸となって集団資源回収に取り組んでいただけるよう、お声がけをお願いいたします。

なお、財団にも「チラシを見た」と転入者からの問い合わせが寄せられます。各団体で回収日・回収方法・回収場所といった重要な情報に変更があった場合は、財団でも正確な案内ができるよう、速やかに情報提供をお願いいたします。



## 集団資源回収実績について（令和7年4月から令和8年2月まで）

	古紙類	リターナブルびん			リターナブルびん	金属類		紙パック	合計	
		新聞紙	雑誌	段ボール		空き缶	鉄くず			
令和7年度	1,335,708	680,989	130,176	524,543	983	94,974	64,689	30,285	8,968	1,440,632
令和6年度	1,416,991	726,572	156,235	534,185	1,130	106,185	70,009	36,176	9,497	1,533,803
前年度比	94.3%	93.7%	83.3%	98.2%	87.0%	89.4%	92.4%	94.4%	94.4%	93.9%

（単位：kg）

すべての回収品目で資源回収量が前年度比を下回り、合計は前年度比93.9%となりました。中でも雑誌は前年度比83.3%と回収品目の中で最も低くなりました。

雑誌や新聞紙については、ここ数年いずれも前年度比を下回る状況が続いています。新聞購読者数の減少に加え、デジタル化による雑誌の発行部数減少や休廃刊など、紙媒体そのものが減っていることが大きな要因と考えられます。今後もこれら紙媒体の減少傾向は続く見込まれます。

一方、古紙類の中でも段ボールは、ネット通販の利用拡大に伴う需要増により、前年度比98.2%とほぼ横ばいの水準を維持しました。大幅に減少した雑誌（16.7%減）を、堅調な段ボールが補った形となり、古紙類全体としては前年度比94.3%（5.7%減）に抑えることができました。



## クリーンアップ推進員の加入する保険について



推進員の活動中にケガや事故に遭遇した場合、事務局（財団）で加入する傷害保険が補償の範囲内で適用されます。町内会での推進員としての活動以外にも、協力スタッフとして参加するリサイクルフェスティバルや推進員研修会での事故なども対象となります。

補償対象者は推進員で、補償内容は入院・手術・通院に関する傷害保険の他、賠償責任保険等が含まれます。令和8年度も引き続き保険に加入します。万が一ケガや事故に遭遇した場合は、事務局（財団）にご連絡をお願いします。また、保険の適用に影響しますので、推進員の辞任や交代の際には、必ず事務局（財団）への連絡をお願いします。

推進員の活動は、日常生活や身体に無理のない範囲で行ってください。皆さまの安全を第一に、引き続きよろしくお願いたします。

## 奨励金交付申請書の提出は無理のない方法で

奨励金の交付を受けるためには、資源回収を実施した4月からの四半期ごとに「集団資源回収奨励金交付申請書」（以下「申請書」）を期限内に提出していただく必要があります。

しかし昨今、冬の道路状況の悪化や夏の熱中症リスクに加え、路線バスの減便や免許返納などにより、財団窓口までお越しいただく手段の確保が以前よりも難しくなっています。

そこで、財団への持参が負担となっている皆さまのために、「窓口提出」以外の方法をご紹介します。



### 申請書の提出方法は郵便や財団郵便受けへの直接投函もOK！

「申請書」の提出は、「郵送による提出」も対応しています。なお、この場合の郵送料は町内会・自治会などの負担です。

また、財団窓口受付を行っている平日（月曜日から金曜日）の日中は仕事などがあるため提出が難しいといった場合、窓口受付時間外である夜間や早朝、さらに土日祝日でも財団事務所の玄関横にある郵便受けに、申請書および添付書類を直接投函して提出することもできます。ぜひご活用ください。



なお、注意点が1つあります。どの提出方法を利用される場合でも、提出期日必着であることに変わりはありません。

※ 郵送の場合、差出から財団到着まで1週間程の余裕を見てください。

## 3R講演会「地球とお財布にやさしい生活のヒント」

開催日：令和7年11月16日（日）開催場所：北ガス文化ホール（千歳市民文化センター）

北海道地球温暖化防止活動推進員の奥谷直子氏を講師にお迎えし、当日は20名の方にご参加いただきました。会場には多くのクリーンアップ推進員の姿もあり、終始熱心に受講されていました。

講演では、現在の気候変動の状況やその原因について詳しく解説いただき、地球温暖化対策として「3R」や「省エネ」がいかにかに有効であるかを学びました。これらは当財団の活動とも深く関わる重要なテーマです。



また、冬期間に欠かせない灯油などの具体的な節約術についても解説があり、参加者にとって日々の生活に直結する大変有意義な時間となりました。財団では、今後も皆さまの活動のヒントとなるような講演会などを企画してまいります。

## 回収日に雨や雪が降っている場合の出し方について

市民の皆さまから、「集団資源回収の戸別回収で、雨や雪の日でも、いつもと同じ場所に資源物を出しても良いのか」「濡れてしまっても問題ないのか」というお問い合わせをいただくことがあります。

当財団では、基本的には「雨や雪に当たっても構わないので、晴天時と同じ場所に置いてください」とご案内しています。その理由は以下の通りです。

### ■ 決められた場所に出す理由

「濡れないように」と、車庫の奥や玄関フード内などに置いたり、シートを被せておいたりすると、資源物が出されていることが分からずに、「回収漏れ」の原因となってしまいます。その場合、その日の回収が終わっていると、次回の回収までお待ちいただくことに繋がります。

### ■ 回収事業者へのご協力をお願いします

回収事業者は、悪天候の中でも回収漏れがないよう細心の注意を払って作業を行っています。町内会などで独自のルール（特別な保管場所など）を定めている場合を除き、「雨や雪を避けるよりも、普段どおりにルールで定められた場所（道路から見える位置）に置く」ことを徹底するようお願いいたします。



降雨や降雪で回収品目が濡れても晴れと同じ回収場所に回収品目を出すルールの徹底を！

## 事務局（財団）からのお知らせ

### 推進員を辞任する場合の手続きについて

健康上の理由や急なお引っ越しなどで、クリーンアップ推進員としての活動を続けられなくなって辞任する場合は、届け出が必要となります。まずは、事務局（財団）まで電話などでご連絡をお願いいたします。（電話番号 0123-26-1213）

所属する町内会や自治会からご連絡をいただいた場合でも、活動資金の支給に関する手続きなどの重要な確認もありますので、辞任される推進員ご本人様と事務局（財団）とのやり取りが必要となります。

詳細やその他のご不明な点につきましては、事務局（財団）までお問い合わせください。



### 【クリーンアップ推進員だよりに関するお問い合わせ先】

公益財団法人ちとせ環境と緑の財団 事業課資源振興係（推進員事務局） 担当：佐藤・川瀬  
〒066-0047 住所：千歳市本町3丁目21番地  
TEL：0123-26-1213、FAX：0123-22-1118 e-mail：shigen@chitosekankyou-midori.or.jp